	（略）	（略）
第六条第一号イ	（略）	（略）
第六条第一号ロ柱書	第七十二条の三の二第一項被保険者	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項一般被保険者
第七条第一項第一号ハ	（略）	（略）
第七条第一項第一号ニ(2)	第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項
（略）	（略）	（略）
第七条第一項第二号ロ	（略）	（略）
第七条第二号ハ(2)	第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項
第七条第一項第三号ハ	繰入金に相当する額	繰入金及び当該年度に納付すべき退職被保険者等に係る保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額を施行令第二十九条の七第五項第一号から第五号まで又は地方税法第七百三条の五第一項に定める基準に従い減額するものとした場合に減額することとなる額に相当する額の合算額
（略）	（略）	（略）

	（略）	（略）
第六条第一号イ	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
第七条第一項第一号ハ	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
第七条第一項第二号ロ	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
第七条第一項第三号ハ	繰入金に相当する額	繰入金及び当該年度に納付すべき退職被保険者等に係る保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額を施行令第二十九条の七第五項又は地方税法第七百三条の五に定める基準に従い減額するものとした場合に減額することとなる額に相当する額の合算額
（略）	（略）	（略）

は、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項第一号から第五号まで又は同法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準とする。第七条第一項第三号ハにおいて同じ。）に従い減額するものとした場合に減額することとなる額に相当する額の合算額

二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項又は同法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五に定める基準とする。第七条第一項第三号ハにおいて同じ。）に従い減額するものとした場合に減額することとなる額に相当する額の合算額